



令和3年度税制改正の概要

住宅ローン控除の見直しについて①

あらし1(1)①②
【新型コロナ税特法6の2】
適用: 令和4年1月1日以後に
提出する確定申告書

	2019 (R 1)	2020 (R 2)	2021 (R 3)	2022 (R 4)
【改正後】 経済対策として 控除期間13年間の 措置を延長 〔新コロナ法6の2①②〕	(10月1日) 税率引上げ (10%)	[新コロナ法6の2④~⑨]	注文住宅はR2年10月から R3年9月末までに契約 分譲住宅などはR2年12月から R3年11月末までに契約 面積要件 ⇒ 40㎡以上 ※40㎡~50㎡は所得1,000万円以下	R4年末までの入居 控除期間 13年
コロナ特例 ※コロナを踏まえた 上乗せ措置の弾力化 〔コロナ法6④〕		注文住宅は R2年9月末までに契約 分譲住宅などは R2年11月末までに契約	R3年末までの入居 控除期間 13年	
消費税率10%引上げ に伴う反動減対策の 上乗せ措置 ※控除期間13年間 〔措法41⑬⑭、震災13の2③〕		R2年末までの入居 控除期間 13年		面積要件 ⇒ 50㎡以上
住宅ローン控除 ※消費税率8%への引 上げ時に反動減対策と して拡充した措置 〔措法41①⑩、震災13の2①〕	平成26年4月入居~	控除期間 10年	R3年末までの入居	

※ 消費税率8%への引上げ時に反動減対策として拡充した措置（控除期間10年、借入限度額4,000万円）の適用期限後の取扱いの検討にあたっては、会計検査院の指摘を踏まえ、住宅ローン年末残高の1%を控除する仕組みについて、**1%を上限に支払利息額を考慮して控除額を設定するなど、控除額や控除率のあり方を令和4年度税制改正において見直す**（令和3年度与党税制大綱）。

住宅ローン控除の見直しについて②

→ 矢印先の特例を適用
 → 矢印先の特例の対象住宅(取得)とみなす

≪50㎡以上の家屋の取得（一般住宅の場合）≫

特別特例取得^(注1)

特定取得^(注3)

特別特定取得^(注3)

新コロナ法
6の2①

令和3年1月1日～令和4年12月31日の入居

措法41①
適用年
(1～10年目)

+

措法41⑬
特別特定適用年
(11～13年目)

措法
41①

≪40㎡以上50㎡未満の家屋の取得（一般住宅の場合）≫ (※) 合計所得金額1,000万円を超える年は適用不可

特例特別特例取得^(注2)

特別特例取得

特定取得^(注3)

特別特定取得^(注3)

新コロナ法
6の2④

新コロナ法
6の2①

令和3年1月1日～
令和4年12月31日の入居

措法41①
適用年
(1～10年目)

+

措法41⑬
特別特定適用年
(11～13年目)

措法
41①

(注1) 「特別特例取得」は「特別特定取得」に該当する住宅の取得等で、その契約が一定の期間（新築の場合は、令和2年10月～令和3年9月末まで）にされたものをいう（新コロナ法6の2②）。

(注2) 「特例特別特例取得」は消費税率が10%である住宅の取得等（40㎡～50㎡）で、その契約が一定の期間（新築の場合は、令和2年10月～令和3年9月末まで）にされたものをいう（新コロナ法6の2⑩）。

(注3) 「特定取得」は消費税率が8%又は10%の場合である住宅の取得等をいい、「特別特定取得」は消費税率が10%である住宅の取得等をいう。

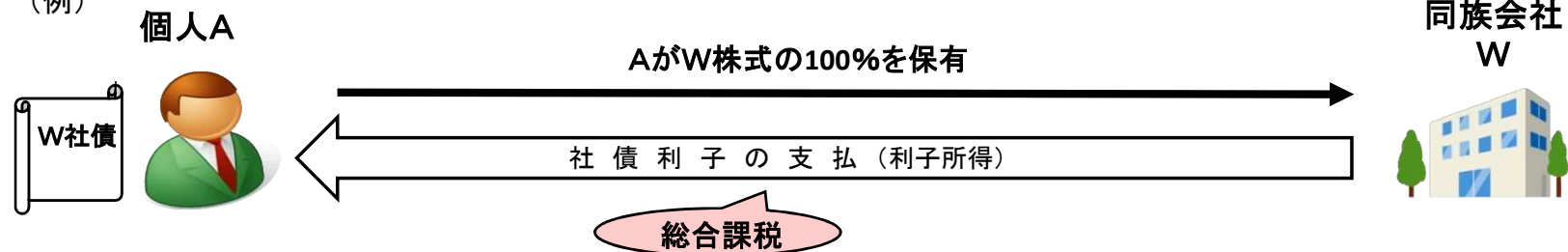
総合課税の対象となる社債利子等の範囲の整備について

あらまし3(2)
【措法3①四、37の10③八】
適用: 令和3年4月1日以後に支払を受けるべき利子等

改正前

- 社債の利子は原則、利子所得として分離課税（20%）とされているが、同族会社の株主は、役員報酬等の支払を社債の利子とすることにより、総合課税（最高55%）の対象となる所得から分離課税の対象となる所得に容易に転換することが可能であることを踏まえ、同族会社の株主が支払を受ける社債の利子については、総合課税の対象とされている（平成25年度税制改正）。

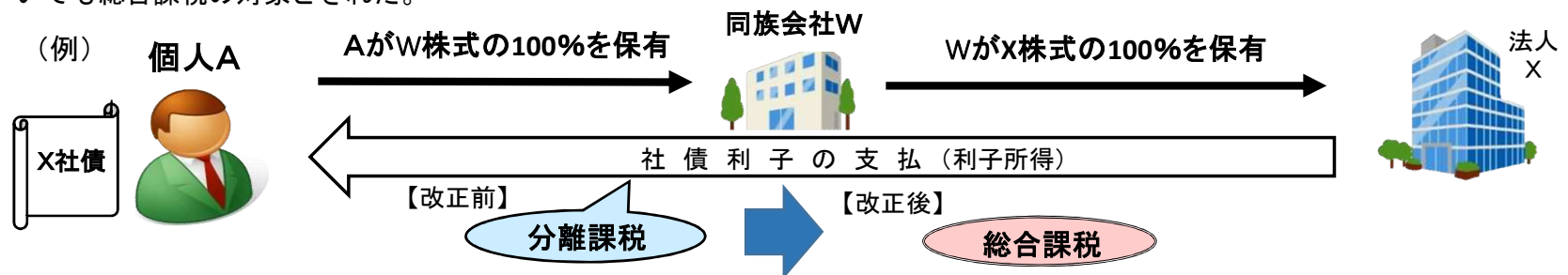
(例)



改正後

- 同族会社に支配法人がある場合において、改正前と同様に総合課税の対象となる所得から分離課税の対象となる所得への転換が容易であることを踏まえ、同族会社の支配法人から同族会社の役員に支払われる同族会社役員等に支払われる社債の利子についても総合課税の対象とされた。

(例)



(注1) 同族会社の判定対象となる株主が法人である場合において、その法人の株主でその法人を支配（50%超の株式保有等）する関係にある個人は、分離課税への転換が容易であることから、総合課税の対象とするもの。

(注2) 当該個人が同族会社から支払を受ける社債の償還差益についても、上記と同様に総合課税の対象とされた。

国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置について

あらし 4 (1)
【新所法 9 ①十六】
適用：令和 3 年分以後の所得税

- 改正前においては、国や自治体を実施する子育て支援に係る助成について、**原則※課税所得として確定申告を行う必要があった。**

※ 例えば国や東京都が行うベビーシッターの支援事業における利用料助成や、自治体が行う認可外保育施設の利用料助成など、その助成金額が認識されるものについては課税所得となる。



改正後

- 学資金が所得税法上非課税とされていることや、幼児教育・保育無償化により国から受ける補助については子ども・子育て支援法で非課税とされていることなども踏まえ、子育て支援の観点から、**保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等についての所得税が非課税**とされた。
- 対象範囲は、**子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成**とする。

【対象のイメージ】

国・自治体からの助成のうち以下のもの

- ① ベビーシッターの利用料に対する助成
- ② 認可外保育施設等の利用料に対する助成
- ③ 一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成

※ 上記の助成と一体として行われる助成についても対象
(例：生活援助・家事支援、保育施設等の副食費・交通費等)



退職所得課税の適正化について①

あらまし 4 (2)
【所法30、201、203】
適用：令和4年分以後の所得税

【改正前の退職所得に係る所得税額の計算】

他の所得と区分して次により分離課税

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} \times \text{税率} = \text{退職所得に係る所得税額}$$

- ・ 勤続年数20年まで
⇒ 1年につき40万円
- ・ 勤続年数20年超
⇒ 1年につき70万円

課税所得金額	税率
195万円以下	5%
330万円以下	10%
695万円以下	20%
900万円以下	23%
1,800万円以下	33%
4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%

(注) 勤続年数5年以下の役員等の退職金については、2分の1課税を適用しない(平成24年度税制改正)

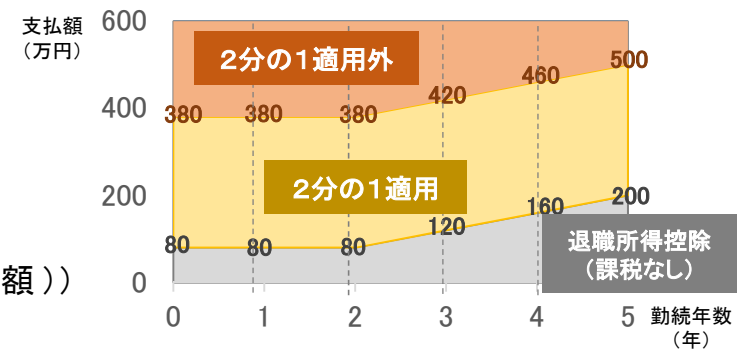
【改正後】

- 勤続年数5年以下の役員等以外の退職金（短期退職金）については、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分について、2分の1課税を適用しないことが追加された。

計算式：150万円 + (収入金額 - (300万円 + 退職所得控除額))

【300万円以下の部分】

【300万円を超える部分】



申告義務のある者の還付申告書の申告義務の見直しについて①

あらまし4(5)
【所法120、122～127等】
適用：令和4年1月1日以後に確定申告書の提出期限が到来する所得税

新型コロナウイルスへの対応として確定申告会場への来場者を分散させる等の観点から、所得税の還付を受ける者の申告義務をなくす^(注)こととし、その申告書の提出期間について、改正前の所得税の申告義務のない者の還付申告書の提出期間と同様とする。

(注1) 所得税の額の合計額が配当控除の額を超える場合には、原則として、還付申告であっても、その年の翌年1月1日から3月15日までの間に確定申告書を提出しなければならないこととされていた【旧所法120①⑧】。

(注2) 総収入金額報告書及び財産債務調書の提出義務者の範囲については、改正前と変更なし（総収入金額報告書は事業所得等に係る収入が3,000万円超の者、財産債務調書は所得金額2,000万円超かつ所有財産3億円以上（国外転出特例対象財産の場合は1億円以上）の者が対象）【所法233、国外送金等調書法6の2①②】

○ 所得税の申告義務の整理

申告義務	改正前 申告類型	改正後 申告類型
有 (所法120)	納付	納付
	ゼロ	ゼロ
	還付	ゼロ
無 (所法122)	還付	還付
	ゼロ	ゼロ

申告義務のある者の還付申告書の申告義務の見直しについて②

区分	要件等	申告類型	確定申告期限等
(1)確定所得申告 (所法120①)	所得税の額が配当控除の額を超える場合 ※(3)の規定による申告書を提出する場合を除く。	納付、 還付 、ゼロ ⇒ 納付、ゼロ	【改正前】 翌年2月16日から3月15日まで ※申告義務のある者の還付申告書については、翌年1月1日から3月15日まで 【改正後】 所得税の還付申告の申告義務をなくすこととし、その申告書の提出期間について、下記(2)の申告義務のない者の還付申告書の提出期間と同様とする。
(2)還付等を受けるための確定申告 (所法122①②)	<第1項> ※(1)(3)の申告書を提出する場合を除く。 【改正後】 ① 控除しきれなかった外国税額控除の額（旧所法120①四）がある場合（所法138①の規定による還付） ② 控除しきれなかった源泉徴収税額（旧所法120①六）がある場合（所法138①の規定による還付） ③ 控除しきれなかった予納税額（旧所法120①八）がある場合（所法139①の規定による還付）	還付 ⇒ 還付	確定申告期限の定めなし（翌年1月1日から5年間） <申告義務のない者の還付申告>
	<第2項> ※(1)、上記①、(3)の申告書を提出する場合を除く。 その年の翌年分以後の各年分の所得税について外国所得税額が控除限度額を超える場合（所法95②）又は外国所得税額の繰越控除（所法95③）の規定の適用を受ける場合	ゼロ ⇒ ゼロ	確定申告期限の定めなし
(3)確定損失申告 (所法123①)	① その年に生じた純損失の金額がある場合 ② その年に生じた雑損失の金額が総所得金額等の合計額を超える場合 ③ その年の前年以前3年内の各年に生じた純損失又は雑損失の金額等（前年以前において控除されたものを除く。）の合計額が、これらの金額を控除しないで計算した場合のその年分の総所得金額等の合計額を超える場合	還付、ゼロ ⇒ 還付、ゼロ	翌年2月16日から3月15日まで

(つづき)

区分	要件等	申告類型	確定申告期限等
(4)確定申告書を提出すべき者等が死亡した場合の確定申告 (所法 1 2 4 ①②)	<第 1 項> (1)の申告書を提出すべき者が、その年の翌年 1 月 1 日から 3 月 15 日までの間に死亡した場合	納付、 <u>還付</u> 、ゼロ ⇒ 納付、ゼロ	相続の開始があったことを知った日の翌日から 4 月を経過した日の前日まで (その前日までに相続人が出国する場合には、その出国の時まで)
	<第 2 項> (3)の申告書を提出することができる者が、その年の翌年 1 月 1 日から 3 月 15 日までの間に死亡した場合	還付、ゼロ ⇒ 還付、ゼロ	
(5)年の途中で死亡した場合の確定申告 (所法 1 2 5 ①②③)	<第 1 項> 年の中途において死亡した場合において、(1)の申告書を提出すべき場合	納付、 <u>還付</u> 、ゼロ ⇒ 納付、ゼロ	相続の開始があったことを知った日の翌日から 4 月を経過した日の前日まで (その前日までに相続人が出国する場合には、その出国の時まで)
	<第 2 項> 年の中途において死亡した場合において、(2)の申告書を提出する場合	還付、ゼロ ⇒ 還付、ゼロ	確定申告期限の定めなし
	<第 3 項> 年の中途において死亡した場合において、(3)の申告書を提出する場合	還付、ゼロ ⇒ 還付、ゼロ	相続の開始があったことを知った日の翌日から 4 月を経過した日の前日まで (その前日までに相続人が出国する場合には、その出国の時まで)
(6)確定申告書を提出すべき者等が出国する場合の確定申告 (所法 1 2 6 ①②)	<第 1 項> ※(3)の申告書を提出する場合を除く。 (1)の申告書を提出すべき者が、その年の翌年 1 月 1 日から 3 月 15 日までの間に出国する場合	納付、 <u>還付</u> 、ゼロ ⇒ 納付、ゼロ	出国の時まで
	<第 2 項> (3)の申告書を提出することができる者が、その年の翌年 1 月 1 日から 2 月 15 日までの間に出国する場合	還付、ゼロ ⇒ 還付、ゼロ	
(7)年の途中で出国する場合の確定申告 (所法 1 2 7 ①②③)	<第 1 項> 年の中途において出国する場合において、(1)の規定による申告書を提出すべき場合	納付、 <u>還付</u> 、ゼロ ⇒ 納付、ゼロ	出国の時まで
	<第 2 項> 年の中途において出国する場合において、(2)の規定による申告書を提出する場合	還付、ゼロ ⇒ 還付、ゼロ	確定申告期限の定めなし
	<第 3 項> 年の中途において出国する場合において、(3)の規定による申告書を提出する場合	還付、ゼロ ⇒ 還付、ゼロ	出国の時まで

電子帳簿等保存制度の見直し後の青色申告特別控除について①

あらし4(7)
【措法25の2④】
適用: 令和4年1月1日以後の所得税

- 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、所得税、法人税、消費税等の帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に簡素化する観点から以下の見直しが行われた。

電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化

信頼性の高い現行の電子帳簿についてはインセンティブを設けることで記帳水準の向上を図るとともに、クラウド会計などの低コストのソフトの利用拡大を図り、正規の簿記の普及とペーパーレス化に資する観点から、電子帳簿等保存制度について、以下の措置を講ずる。

	改正前	改正後
①	○ 電子的に作成された帳簿書類を電子データのまま保存する場合には、 <u>事前に税務署長の承認が必要</u> 。	○ <u>承認制度を廃止</u> し、電子帳簿利用上の事務負担を削減。
②	○ 電子帳簿として保存が認められるのは以下の要件を満たすものに限定。 イ 訂正等の履歴が残ること、帳簿間で相互関連性があること ロ 検索機能があること ロ モニター、説明書等を備え付けること	○ 所得税、法人税又は消費税の保存義務が課される帳簿（※1）については、 <u>現行の要件を充足して電子保存し、その旨を届け出た者については、その電子帳簿（優良な電子帳簿）に関連して過少申告があった場合には、過少申告加算税を5%軽減する</u> （※2）。 （※1）所得税・法人税については、総勘定元帳・仕訳帳等、青色申告者の保存帳簿とする。 （※2）ただし、その過少申告に係る修正申告・更正に重加算税対象が含まれる場合には軽減しない。
③	○ ②の要件を満たさない電子帳簿は電子データのまま保存することができず、 <u>紙を印刷して保存</u> 。	○ モニター、説明書の備付け等の最低限の要件（改正前のロ及び税務職員が税務調査において必要な範囲で行使する質問検査権に基づくデータのダウンロードの求めに応じることの要件）の満たす電子帳簿（正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る。）についても、 <u>電子データのまま保存することを可能とする（紙を印刷しての保存は不要）</u> 。

○ 青色申告特別控除の取扱い【改正前の青色申告特別控除制度】

	正規の簿記の原則に従い記録している者	左記に加え、 ①電子帳簿保存又は②e-Taxによる電子申告をしている者	左記以外の者
控除額	55万円	65万円	10万円

- ➡ 【改正後】 1 上記①の電子帳簿等保存制度における承認の廃止に伴う所要の規定の整備を行うとともに、
2 上記の電子帳簿等保存制度の見直し後は、上記の青色申告特別控除65万円の①については、優良な電子帳簿の場合に適用され、それ以外の電子帳簿の場合には適用されない。

※ 青色申告特別控除65万円の適用を受けるためには、税務署長への届出が必要。また、貸借対照表の添付等他の要件は充足している必要がある。

電子帳簿等保存制度の見直し後の青色申告特別控除について②

＜優良な電子帳簿の保存要件＞

保存要件の概要	
記録事項の訂正・削除を行った場合の事実内容を確認できること	
通常の業務処理期間を経過した後の入力履歴を確認できること	
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること	
システム関係書類等(システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等)を備え付けること	
保存場所に、電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できること	
検索要件	① 日付、金額、取引先により検索できること
	② 日付又は金額の指定により検索できること(※)
	③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること(※)
税務職員による質問検査権に基づくダウンロードの求めに応じること(※)	

※ 検索要件について、保存義務者が、税務職員等による質問検査権に基づく国税関係帳簿に係る電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、②③の要件が不要となります。

セルフメディケーション税制の見直しについて①

あらし 4 (8)
【措法41の17】
適用：下記注書のとおり

少子高齢化社会の中で限りある医療資源を有効活用し、国民の健康づくりを促進することが重要であり、国民が適切な健康管理の下、セルフメディケーション（自主服薬）に取り組む環境を整備することが、医療費の適正化にも資する。この観点から以下のとおりセルフメディケーション税制の見直しを行う。

改正前		改正後	
適用期間	平成29年1月1日から令和3年12月31日まで	適用期限を、令和8年12月31日まで5年延長	
適用の要件	一定の健康診査等又は予防接種を受けていること等、健康の維持増進及び疾病の予防への取組を行っていることが要件	(同左)	
税制対象医薬品	いわゆるスイッチOTC薬	対象をより効果的なものに重点化 ・ スイッチOTC薬から、効果の薄いものを対象外とする ・ とりわけ効果があると考えられる薬効(3薬効程度)について、スイッチOTC成分以外の成分にも対象を拡充 (注1) 上記の具体的な内容等は、専門的な知見も活用して決定 (注2) 令和4年分以後の所得税について適用	
所得税控除	購入費用(年間10万円を限度)のうち1.2万円を超える額を所得控除	(同左)	
必要な手続き	・ 取組(予防接種等)に関する書類は確定申告書への添付が必要(e-Taxの場合は手元保管) ・ 医薬品購入費は明細を添付	・ 取組に関する書類の確定申告書への添付は不要とする。 ・ 医薬品購入費は明細を添付(取組に関する事項を明細に記載) (注) 令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合に適用	

※改正後も、医療費控除との選択制とする。

セルフメディケーション税制の見直しについて②

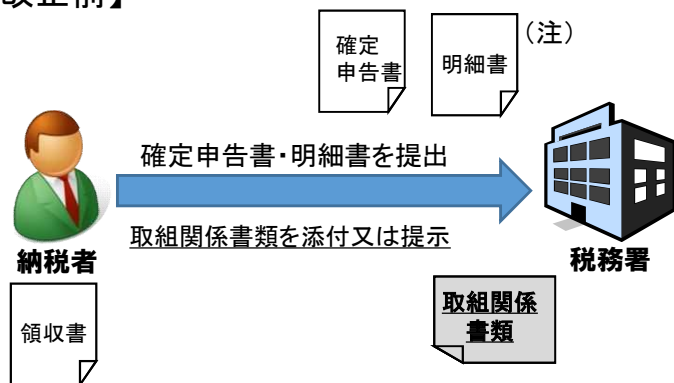
【改正前】

- セルフメディケーション税制の適用を受ける者は、医薬品購入費の明細書を確定申告書の提出の際に添付しなければならないこととされている。この場合において、法定申告期限等から5年間、税務署長が医薬品購入費の領収書の提示又は提出を求めたときは、当該領収書の提示又は提出をしなければならない。
- セルフメディケーション税制の適用を受ける者は、医薬品購入費の明細書及び健康の維持増進等の取組を行ったことを明らかにする書類（以下「取組関係書類」という。）を確定申告書の提出の際に添付又は提示をしなければならないこととされている。

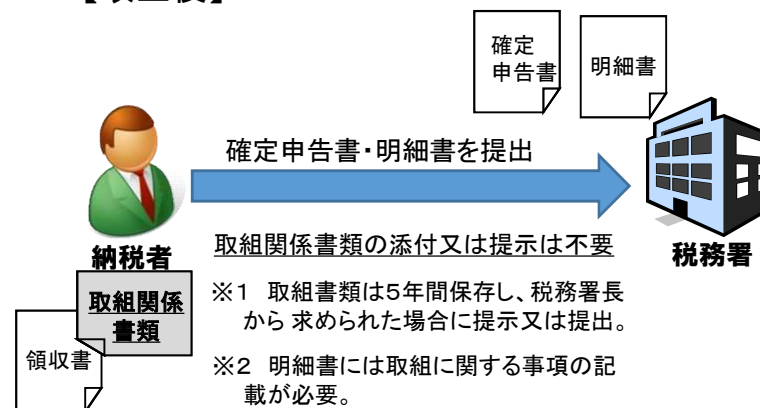
【改正後】

- 1 取組関係書類の確定申告書の提出の際の添付又は提示を不要とする（医薬品購入費の明細書に、その取組に関する事項の記載が必要。）〔新措法41の17④により読み替えて適用する所法120④〕。
- 2 この場合において、法定申告期限等から5年間、税務署長が取組関係書類の提示又は提出を求めたときは、当該書類の提示又は提出をしなければならないこととする。〔新措法41の17④により読み替えて適用する所法120⑤〕。

【改正前】



【改正後】



(注) 医薬品購入費の領収書については、その添付等に代えて医薬品購入費の明細書を提出しなければならないこととされており、現行制度上、既に手元保管（確定申告書への添付等が不要）とされている。

国税関係書類における押印義務の見直しについて

あらまし6(2)
 【所法198④、通法124②等】
 適用: 令和3年4月1日以後に
 提出する書類

【経緯】

- 政府全体の方針として行政手続における押印義務の見直しが進められてきた。
 (参考) 「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)
 各府省は、・・・国民や事業者等に対して・・・押印を求めているもの・・・について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正・・・を行う。

【改正後】

- 上記方針を踏まえ、税務署長等に提出する国税関係書類のうち納税者等の押印を求めているものについては、原則、押印義務が廃止された。
 (注) 「押印」と同等の意味合いしかないと考えられる「署名」(具体的には「署名又は押印」を求めて認印を許容している国税関係書類)についても、本見直しの趣旨を踏まえ、同様の見直しが行われた。
- 他方で、現行、実印による押印・印鑑証明書の添付を求めている国税関係書類については、引き続き押印・印鑑証明書の添付を求めることとする。
 (注) 上記の書類で、現行法令上、押印・印鑑証明書の添付を求めることが明記されていないものについては、明確化された。

【改正後のイメージ】

	国税関係書類の分類	押印の要否
原則	(1) 全般 具体例：確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書	不要
例	(2) 担保提供関係書類 具体例：不動産抵当権設定登記承諾書、第三者による納税保証書	要
外	(3) 遺産分割協議書 具体例：相続税・贈与税の特例における添付書類	

- (注1) 上記のほか、国税の犯則調査手続における質問調書・搜索調書等への押印について、刑事訴訟手続と同様の取扱い(押印義務を存置)とされた。
- (注2) 上記の見直しによって押印が不要となる国税関係書類については、施行日前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めないこととしていた。
- (注3) 確定申告の際に必要な「おむつ証明書」や「肉用牛売却証明書」などの第三者が発行する証明書等についても、政府全体の方針を踏まえ順次押印の見直しが行われ、それらの書類について押印がなくても、改めて押印のある書類の提出を求める必要はない(令和2年12月21日付官企ほか13課共同「税務関係書類における押印義務の見直しについて」(指示))。

処分通知等の電子交付の拡充について

あらまし6(4)
【オン化省令9、令和3年国税庁告示15号】

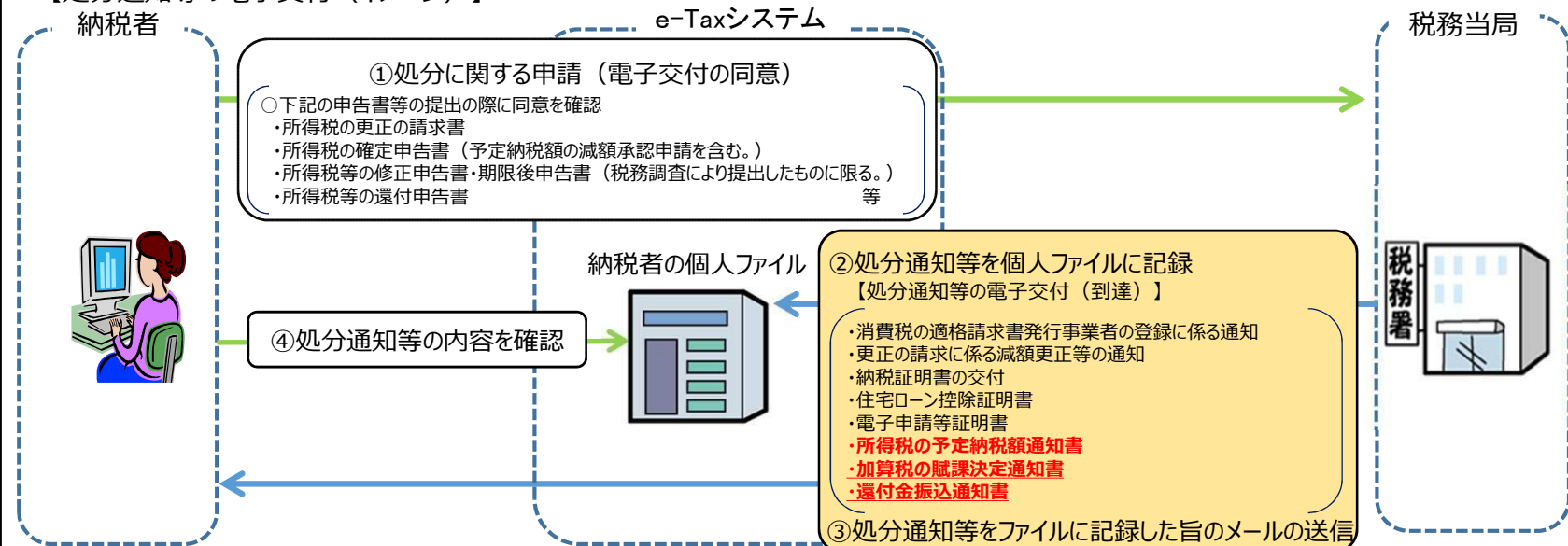
改正前

- 税務当局から納税者に対して電子交付できる処分通知等は、①消費税の適格請求書発行事業者の登録に係る通知、②更正の請求に係る減額更正等の通知、③納税証明書の交付、④住宅ローン控除証明書の交付及び⑤電子申請等証明書の交付の5種類とされている。

改正後

- 電子交付による処分通知等の範囲を拡充し、①所得税の予定納税額通知書（予定納税額の減額承認申請に係る承認通知書及び却下通知書を含む。）、②加算税の賦課決定通知書及び③国税還付金振込通知書を加えることとする（①については令和5年1月1日、②については令和4年1月1日、③については令和5年6月1日にそれぞれ施行）。

【処分通知等の電子交付（イメージ）】



（注）税務当局においては、納税者が一定期間処分通知等の内容を確認していない場合には、内容を確認するよう電話により連絡するなど運用上の対応を行う。

令和３年度 所得税の改正のあらまし

税 務 署

I	令和３年度の主な改正事項	１ ページ
II	令和２年度の改正事項のうち、令和３年分の所得税から適用される主なもの	１６ ページ
○ この改正のあらましにおいて使用する次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示します。		
所法	所得税法	
所令	所得税法施行令	
所規	所得税法施行規則	
通則法	国税通則法	
措法	租税特別措置法	
措令	租税特別措置法施行令	
措規	租税特別措置法施行規則	
電帳法	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律	
電帳規	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則	
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律	
新型コロナ税特法	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律	
新型コロナ税特令	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令	
改正法	所得税法等の一部を改正する法律(令和３年法律第 11 号)	
改正措令	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(令和３年政令第 119 号)	

- この改正のあらまきは、令和３年５月１日現在の法令に基づいて作成しています。
- 国税に関する御相談・御質問は電話相談センターを御利用ください。電話相談センターの御利用は、最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「１」を選択してください。
- 国税庁では、税に関する様々な情報をホームページ【<https://www.nta.go.jp>】で提供しています。

I 令和３年度の主な改正事項

1 住宅・土地税制

- (1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る居住の用に供する期間等の特例（新型コロナ税特法６の２）について、次のとおり、措置が講じられました。

- ① 住宅の新築取得等で特別特例取得に該当するものをした個人が、その特別特例取得をした家屋を令和３年１月１日から令和４年１２月３１日までの間にその者の居住の用に供した場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例及び東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例並びにこれらの控除の控除期間の３年間延長の特例を適用することができることとする（新型コロナ税特法６の２①）。
- ② 個人又は住宅被災者が、国内において、特例居住用家屋の新築取得等で特別特例取得に該当するものをした場合には、上記①の住宅借入金等を有する場合の所得税額の

特別控除に係る居住の用に供する期間等の特例を適用することができることとする。ただし、その者の13年間の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、この②の特例を適用しない（新型コロナ税特法6の2④～⑦）。

(注) 1 上記①の「特別特例取得」及び上記②の「特例特別特例取得」とは、それぞれその取得に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等相当額が、その取得に係る課税資産の譲渡等につき現行の消費税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合における住宅の新築取得等又は特例居住用家屋の新築取得等のうち、その契約が次の期間内に締結されているものをいう（新型コロナ税特法6の2②⑩、新型コロナ税特令4の2①⑭）。

イ 家屋の新築の場合…令和2年10月1日から令和3年9月30日まで

ロ 家屋の取得又は家屋の増改築等の場合…令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

2 上記②の「特例居住用家屋」とは、居住の用に供する次の家屋をいう（新型コロナ税特法6の2④、新型コロナ税特令4の2②）。

イ 一棟の家屋で床面積が40㎡以上50㎡未満であるもの

ロ 一棟の家屋で、その構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものにつきその各部分を区分所有する場合には、その者の区分所有する部分の床面積が40㎡以上50㎡未満であるもの

③ 要耐震改修住宅を耐震改修した場合の特例についても上記①及び②の特例が適用できる措置を講じるほか、所要の改正を行う（新型コロナ税特法6の2⑥⑧等）。

(2) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（措法41）について、その適用対象となる既存住宅及び要耐震改修住宅の範囲に、床面積要件等を満たす家屋であることにつき、控除を受けようとする者が提出をした書類に記載がされた不動産識別事項等により税務署長が入手し、又は参照したその家屋の登記事項証明書に係る情報により税務署長の確認を受けたものを含めることとされました（措令26②⑪、措規18の21②二⑤）。

《適用関係》この改正は、令和4年1月1日以後に確定申告書を提出する場合について適用されます（改正措令附則12）。

(3) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法31の2）について、その適用対象となるマンション敷地売却事業は、マンション敷地売却事業の認定買受計画に、決議特定要除却認定マンション（改正前：決議要除却認定マンション）を除却した後の土地に新たに建築される一定のマンションに関する事項等の記載があるマンション敷地売却事業とされました（措法31の2②十）。

(4) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法33の3）について、その適用対象に、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の敷地分割事業が実施された場合

においてその資産に係る敷地権利変換により除却敷地持分等を取得したときが追加されました（措法 33 の 3 ⑧）。

(5) **特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除**（措法 34 の 2）について、次の措置が講じられました。

① 適用対象となる特定の民間住宅地造成事業のための土地等の譲渡について、次の見直しを行った上、その適用期限を 3 年延長する（措法 34 の 2 ②三）。

イ 適用対象から開発許可を受けて行われる一団の宅地造成事業に係る土地等の譲渡を除外する。

ロ 適用対象となる土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業に係る土地等の譲渡について、施行地区の全部が市街化区域に含まれる土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業に係る土地等の譲渡に限定する。

② 適用対象となるマンション敷地売却事業について、通行障害既存耐震不適格建築物に該当する決議特定要除却認定マンション（改正前：決議要除却認定マンション）の敷地の用に供されている土地等につき実施されたマンション敷地売却事業とする（措法 34 の 2 ②二十二の二）。

《適用関係》上記①の改正は、令和 3 年 4 月 1 日以後に行う土地等の譲渡について適用されます（改正法附則 35①）。

(6) **被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の 2,000 万円特別控除**（震災特例法 11 の 5 ②）について、その適用対象となる事業が次に掲げる土地等の区分に応じそれぞれ次に定める事業とされた上、その適用期限が 5 年延長されました。

① 特定住宅被災市町村の区域のうち復興推進区域内にある土地等 その土地等が所在する特定住宅被災市町村又はその特定住宅被災市町村の存する県が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための一定の計画に記載された事業

② 特定住宅被災市町村の区域のうち復興推進区域以外の区域内にある土地等 その土地等が所在する特定住宅被災市町村又はその特定住宅被災市町村の存する県が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための一定の計画に記載された事業（令和 3 年 3 月 31 日においてその計画に記載されていたものに限る。）

《適用関係》上記の改正は、令和 3 年 4 月 1 日以後に行う土地等の譲渡について適用されます（改正法附則 91）。

2 事業所得等関係

(1) **試験研究を行った場合の所得税額の特別控除**（措法 10）について、次の措置が講じられました。

① 一般の試験研究費の額に係る特別税額控除制度について、次のとおりとする。

イ 令和 4 年及び令和 5 年の各年分における特別税額控除割合については、下記ロにか

かわらず、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合とした上、その特別税額控除割合（下記ニの措置の適用がある場合にはその適用後）の上限を 14%とする（措法 10②）。

(イ) 増減試験研究費割合が 9.4%を超える場合……10.145% + { (増減試験研究費割合 - 9.4%) × 0.35 }

(ロ) 増減試験研究費割合が 9.4%以下である場合……10.145% - { (9.4% - 増減試験研究費割合) } × 0.175（特別税額控除割合は 2%が下限）

(ハ) その年が開業年である場合又は比較試験研究費の額が零である場合……8.5%

ロ 特別税額控除割合を次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（10%を上限）とする（措法 10①）。

(イ) (ロ) に掲げる場合以外の場合……10.145% - { (9.4% - 増減試験研究費割合) × 0.175 }（特別税額控除割合は 2%が下限）

(ロ) その年が開業年である場合又は比較試験研究費の額が零である場合……8.5%

ハ 令和 4 年及び令和 5 年の各年分のうち基準年比売上金額減少割合が 2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年試験研究費の額を超える年分の控除上限額に調整前事業所得税額の 5%相当額を加算する（措法 10③二）。

ニ 試験研究費割合が 10%を超える場合における特別税額控除割合を割り増す措置及び控除上限額を加算する措置の適用期限を 2 年延長する（措法 10②二③一）。

② 中小企業技術基盤強化税制について、次の見直しを行う。

イ 増減試験研究費割合が 8%を超える場合の措置を増減試験研究費割合が 9.4%を超える場合に次のとおりとする措置に見直した上、その適用期限を 2 年延長する（措法 10⑤⑥）。

(イ) 特別税額控除割合に、その増減試験研究費割合から 9.4%を控除した割合に 0.35 を乗じて計算した割合を加算する。

(ロ) 控除上限額に調整前事業所得税額の 10%相当額を加算する。

ロ 上記①ハと同様の措置を講じられた（措法 10⑥三）。

ハ 試験研究費割合が 10%を超える場合における特別税額控除割合を割り増す措置及び試験研究費割合が 10%を超える場合（上記イの場合を除く。）における控除上限額を加算する措置の適用期限を 2 年延長する（措法 10⑤⑥）。

③ 特別試験研究費の額に係る特別税額控除制度について、共同研究又は委託研究であつて国立研究開発法人その他これに準ずる者における研究開発の成果を実用化するために行うものに係る一定の試験研究費の額の特別税額控除割合を 25%とする（措法 10⑦二）。

④ 試験研究費の額について、次の見直しを行う（措法 10⑧一）。

イ 研究開発費として経理した金額のうち、棚卸資産若しくは固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供する固定資産を除く。）の取得に要した金額とされ

るべき費用の額又は繰延資産(試験研究のために支出した費用に係る繰延資産を除く。)となる費用の額を加える。

- ロ 売上原価等の額、新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究に該当しない試験研究のために要する費用の額及び上記イの固定資産又は繰延資産の償却費等を除外する。

《適用関係》この改正は、令和4年分以後の所得税について適用されます(改正法附則25)。ただし、上記③の改正については、令和3年4月1日以後に支出する試験研究費の額について適用されます(改正措令附則6①)。

- (2) **中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除**(措法10の3)について、その対象資産から匿名組合契約その他これに類する一定の契約の目的である事業の用に供するものを除外した上、その適用期限が2年延長されました(措法10の3①)。

《適用関係》この改正は、令和3年4月1日以後に取得等をする対象資産について適用されます(改正法附則27)。

- (3) **給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除**(措法10の5の4)について、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されました。

- ① 青色申告書を提出する個人が、国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合において、新規雇用者給与等支給額から新規雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその新規雇用者比較給与等支給額に対する割合が2%以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%(教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が20%以上である場合には、20%)相当額の特別税額控除ができる。ただし、特別税額控除額については、調整前事業所得税額の20%相当額を限度とする。

- ② 青色申告書を提出する中小事業者が、各年分(上記①の措置の適用を受ける年分を除く。)において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合が1.5%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%(次に掲げる要件を満たす場合には、25%)相当額の特別税額控除ができる。ただし、特別税額控除額については、調整前事業所得税額の20%相当額を限度とする。

イ 雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合が2.5%以上であること。

ロ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(イ) 教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が10%以上であること。

(ロ) その中小事業者が、その年の12月31日までににおいて中小企業経営強化法の認定を受けたものであり、その認定に係る経営力向上計画に記載された経営力向上が确实に行われたことにつき証明がされたものであること。

《適用関係》この改正は、令和4年分以後の所得税について適用されます（改正法附則30）。

(4) 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除（措法10の5の6）

が次のとおり創設されました。

- ① 青色申告書を提出する個人で産業競争力強化法に規定する認定事業適応事業者であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日から令和5年3月31日までの間に、情報技術事業適応の用に供するために特定ソフトウェアの新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。）を支出する場合において、その新設又は増設に係る特定ソフトウェア並びにその特定ソフトウェア又はその利用するソフトウェアとともに情報技術事業適応の用に供する機械装置及び器具備品（主として産業試験研究の用に供される一定のものを除く。）の取得等をして、その個人の事業の用に供したときは、その取得価額（下記②の制度の対象となる資産と合計して300億円を上限とする。）の30%相当額の特別償却とその取得価額の3%（情報技術事業適応のうち産業競争力の強化に著しく資する一定のものの用に供するものについては、5%）相当額の特別税額控除との選択適用ができることとする。ただし、特別税額控除額については、下記②の制度及び下記③の制度の特別税額控除措置と合計して調整前事業所得税額の20%相当額を限度とする（措法10の5の6①⑦）。
- ② 青色申告書を提出する個人で産業競争力強化法に規定する認定事業適応事業者であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日から令和5年3月31日までの間に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出した場合には、その支出した費用に係る繰延資産の額（上記①の制度の対象となる資産と合計して300億円を上限とする。）の30%相当額の特別償却とその繰延資産の額の3%（情報技術事業適応のうち産業競争力の強化に著しく資する一定のものを実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用に係る繰延資産については、5%）相当額の特別税額控除との選択適用ができることとする。ただし、特別税額控除額については、上記①の制度及び下記③の制度の特別税額控除措置と合計して調整前事業所得税額の20%相当額を限度とする（措法10の5の6③⑧）。
- ③ 青色申告書を提出する個人で産業競争力強化法に規定する認定事業適応事業者（その認定事業適応計画（エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関するものに限る。）にその計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として生産工程効率化等設備等を導入する旨の記載があるものに限る。）であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に、その計画に記載された生産工程効率化等設備等の取得等をして、その個人の事業の用に供した場合には、その取得価額（500億円を上限とする。）の50%相当額の特別償却とその取得価額の5%（その生産工程効率化等設備等のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資する一定のものについては、10%）相当額の特別税額控除との

選択適用ができることとする。ただし、特別税額控除額については、上記①の制度及び上記②の制度の特別税額控除措置と合計して調整前事業所得税額の 20%相当額を限度とする（措法 10 の 5 の 6 ⑤⑨）。

- (5) **所得税の額から控除される特別控除額の特例**（措法 10 の 6）について、特定税額控除規定を不適用とする措置に、事業適応設備を取得した場合等の特別税額控除制度を加えた上、その適用期限が 3 年延長されました（措法 10 の 6 ①⑤）。

- (6) **特定船舶の特別償却**（措法 11）について、次の措置が講じられました。

① 再生可能エネルギー発電設備等の特別償却制度について、所要の経過措置が講じられた上、適用期限の到来をもって廃止された（旧措法 11①、改正法附則 32①）。

② 船舶の特別償却制度について、その適用期限が 2 年延長された（措法 11①）。

- (7) **特別償却等に関する複数の規定の不適用**（措法 19）について、個人の有する減価償却資産の取得価額又は繰延資産の額のうちに上記(1)の制度の対象となる試験研究費の額が含まれる場合において、その試験研究費の額につき上記(1)の制度の適用を受けたときは、その減価償却資産又は繰延資産については、他の特別償却又は特別税額控除の規定を適用しないこととされました（措法 19②）。

- (8) 次の措置について、その適用期限が 2 年延長されました。

① **地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等**を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除（措法 10 の 4 ①）。

② **特定中小事業者が特定経営力向上設備等**を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除（措法 10 の 5 の 3 ①）。

③ **医療用機器等の特別償却**（措法 12 の 2 ①～③）。

④ **事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却**（措法 13 の 2 ①）。

⑤ **特定都市再生建築物の割増償却**（措法 14①）。

- (9) 次の措置について、所要の経過措置が講じられた上、廃止されました。

① **高度省エネルギー増進設備等**を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除（旧措法 10 の 2、改正法附則 26）。

② **特定中小事業者が経営改善設備**を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除（旧措法 10 の 5 の 2、改正法附則 28）。

3 金融・証券税制

- (1) **障害者等の少額預金の利子所得等の非課税**（所法 10）について、次の措置が講じられました。

① 非課税貯蓄申告書又は非課税貯蓄限度額変更申告書の提出をする者がその氏名等を金融機関の営業所等の長に告知をする場合において、当該告知をした事項につき確認を受けた際に行うこととされていたこれらの申告書への当該告知をした事項につき確認した旨の当該金融機関の営業所等の長の証印を要しないこととする（所法 10⑤）。

- ② 金融機関の営業所等に対する次に掲げる書類等の書面による提出に代えて、当該書類等に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提供があったときは、当該書類等の提出があったものとみなす（所法 10 ⑧⑨等）。

- イ 非課税貯蓄申込書
- ロ 非課税貯蓄申告書
- ハ 非課税貯蓄限度額変更申告書

（注）障害者等の少額公債の利子の非課税措置（措法 4）についても同様の改正が行われています。

《適用関係》上記②の改正は、令和 3 年 4 月 1 日以後に提供する非課税貯蓄申込書等に記載すべき事項について適用されます（改正法附則 3 ②等）。

- (2) **利子所得の分離課税等**（措法 3）について、同族会社が発行した社債の利子等で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族等が支払を受けるものを、総合課税の対象とすることとされました（措法 3 ①四、措令 1 の 4 ⑤等）。

（注） 1 上記の「法人と特殊の関係のある個人」とは、その法人との間に発行済株式等の 50%超の保有関係等がある個人をいいます（措令 1 の 4 ③④等）。

- 2 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法 37 の 10）における償還金についても同様の改正が行われています。

《適用関係》この改正は、令和 3 年 4 月 1 日以後に支払を受けるべき社債の利子等について適用されます（改正法附則 16 等）。

- (3) **勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子所得等の非課税**（措法 4 の 3 の 2）について、次の措置が講じられました。

- ① 勤労者、勤務先の長又は事務代行先の長（以下「提出者」という。）は、次に掲げる書類等（以下「財産形成非課税申込書等」という。）の提出を受けるべき者が一定の要件を満たす場合には、財産形成非課税申込書等の提出に代えて、当該財産形成非課税申込書等に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提出者は、氏名又は名称を明らかにする措置であって一定のものを講じなければならないものとし、当該措置を講じているときは、その財産形成非課税申込書等を提出したものとみなす（措法 4 の 3 の 2 ①～③等）。

- イ 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申込書
- ロ 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書
- ハ 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄限度額変更申告書

- ② 提出者は、上記①により上記①ロに掲げる申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、当該申告書の提出の際に經由すべき勤務先（当該勤務先が委託勤務先である場合には、当該委託に係る事務代行先）の長の最高限度額等を証する書類の

提出に代えて、当該書類に記載されるべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提出者は、当該申告書に当該書類を添付して、提出したものとみなす（措法 4 の 3 の 2 ⑤⑥）。

《適用関係》この改正は、令和 3 年 4 月 1 日以後に提供する財産形成非課税申込書等に記載すべき事項について適用されます（改正法附則 19 等）。

(4) **特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例**（措法 37 の 11 の 4）等について、次の措置が講じられました。

① 特定口座源泉徴収選択届出書及び源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の書面による提出に代えて行う電磁的方法によるこれらの書類等に記載すべき事項の提供の際に併せて行うこととされている住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信を要しないこととする（措法 37 の 11 の 4 ①、37 の 11 の 6 ②等）。

② 居住者等の源泉徴収選択口座においてその年中に行われた一定の譲渡等につき金融商品取引法の投資一任契約に係る一定の費用の金額がある場合には、当該源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等は、当該居住者等に対し、当該費用の金額（当該金額が当該源泉徴収選択口座においてその年最後に行われた一定の譲渡等に係る源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）の 15%相当額の所得税を還付しなければならないこととする（措法 37 の 11 の 4 ③）。

《適用関係》上記①の改正は、令和 3 年 4 月 1 日以後に提供する特定口座源泉徴収選択届出書等について適用され、上記②の改正は、令和 4 年 1 月 1 日以後に行う一定の譲渡等について適用されます（改正法附則 36②③等）。

(5) **株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例**（措法 37 の 13 の 3）が次のとおり創設されました。

個人が、その有する株式（以下「所有株式」という。）を発行した法人を株式交付子会社とする株式交付によりその所有株式を譲渡し、その株式交付に係る株式交付親会社の株式の交付を受けた場合（その株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額が交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうちに占める割合が 100 分の 80 に満たない場合を除く。）には、その譲渡した所有株式（交付を受けた株式交付親会社の株式に対応する部分に限る。）の譲渡損益を計上しないこととする（措法 37 の 13 の 3）。

《適用関係》この改正は、令和 3 年 4 月 1 日以後に行われる株式交付について適用されます（改正法附則 36⑤）。

(6) **非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）**（措法 37 の 14）等について、次に掲げる書類等の書面による提出に代えて行う電磁的方法による当該書類等に記載すべき事項の提供の際に併せて行うこととされている住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信を要しないこととされました（措法 37 の 14⑬⑯、37 の 14 の 2 ⑳等）。

- ① 金融商品取引業者等変更届出書
- ② 非課税口座廃止届出書
- ③ 未成年者口座廃止届出書

《適用関係》この改正は、令和3年4月1日以後に提出する金融商品取引業者等変更届出書等について適用されます（改正法附則36⑦～⑨等）。

- (7) **特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例**（旧措法37の13の3）について、廃止されました（旧措法37の13の3、改正法附則36⑥）。

4 その他の所得税関係

- (1) **非課税所得**（所法9）について、国又は地方公共団体が保育その他の子育てに対する助成を行う事業その他これに類する一定の助成を行う事業により、その業務を利用する者の居宅等において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他一定の施設の利用に要する費用に充てるため支給される金品については、所得税を課さないこととされました（所法9①十六、所規3の2）。

(注) 1 上記の「その他これに類する一定の助成を行う事業」とは、国又は地方公共団体が行う事業で、妊娠中の者に対し、子育てに関する相談、上記の業務その他の援助の利用に対する助成を行う事業をいいます（所規3の2①）。

2 上記の「その他一定の施設」とは、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業等に係る施設をいいます（所規3の2③）。

《適用関係》この改正は、令和3年分以後の所得税について適用されます（改正法附則2）。

- (2) **退職所得**（所法30）等について、次の見直しが行われました。

- ① 短期退職手当等に係る退職所得の金額は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次の金額とする（所法30②）。

イ 当該短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円以下である場合 当該残額の2分の1に相当する金額

ロ 上記イに掲げる場合以外の場合……150万円＋{収入金額－(300万円＋退職所得控除額)}

(注) 上記の「短期退職手当等」とは、退職手当等のうち、退職手当等の支払をする者から短期勤続年数（勤続年数のうち、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下であるものをいう。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいう（所法30④）。

- ② 上記①の見直しに伴い、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法及び退職所得の受給に関する申告書の記載事項について、所要の整備を行う（所法30⑦、201①、203①二、所令69の2、71の2、319の3等）。

《適用関係》上記①の改正は、令和4年分以後の所得税について適用され、上記②の改正は、令和4年1月1日以後に支払うべき退職手当等について適用されます（改正法附則5、9）。

- (3) **家事関連費等の必要経費不算入等**（所法45）について、居住者が納付する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による課徴金及び延滞金の額は、必要経費に算入しないこととされました（所法45①十四）。
- (4) **寄附金控除**（所法78）について、その対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の主たる目的である業務に関連する寄附金から出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金が除外されました（所法78②三）。

《適用関係》この改正は、令和3年4月1日以後に支出する特定寄附金について適用されます（改正法附則6）。

- (5) **所得税の確定所得申告**（所法120）等について、その計算した所得税の額の合計額が配当控除の額を超える場合であっても、控除しきれなかった外国税額控除の額があるとき、控除しきれなかった源泉徴収税額があるとき、又は控除しきれなかった予納税額があるときは、その申告書の提出を要しないこととするほか、源泉徴収税額等及び予納税額の還付に係る還付加算金の計算期間等について、所要の整備が行われました（所法120、122、123、125、127、159、160、166等）。

《適用関係》この改正は、令和4年1月1日以後に提出期限が到来する所得税の確定申告書について適用されます（改正法附則7）。

- (6) **給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例**（所法198）等について、給与等の支払を受ける者が、給与等の支払者に対し、次に掲げる申告書の書面による提出に代えて当該申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行う場合の要件であるその給与等の支払者が受けるべき税務署長の承認を不要とするほか、これに伴う所要の措置が講じられました（所法198②、203④、203の6⑤、措法41の2の2④、41の3の4④等）。

- ① 給与所得者の扶養控除等申告書
- ② 従たる給与についての扶養控除等申告書
- ③ 給与所得者の配偶者控除等申告書
- ④ 給与所得者の基礎控除申告書
- ⑤ 給与所得者の保険料控除申告書
- ⑥ 給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額等の特別控除申告書
- ⑦ 給与所得者の所得金額調整控除申告書
- ⑧ 退職所得の受給に関する申告書
- ⑨ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

《適用関係》この改正は、令和3年4月1日以後に提供する給与所得者の扶養控除等申告書等に記載すべき事項について適用されます（改正法附則8、37）。

- (7) **青色申告特別控除**（措法 25 の 2）について、控除額 65 万円の適用要件である帳簿書類の電磁的記録等による保存等について、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳に係る電磁的記録等の備付け及び保存が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たしていること（改正前：その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳につき電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に規定する電磁的記録等の備付け及び保存を行っていること）とするほか、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度における承認制度の廃止に伴う所要の整備が行われました（措法 25 の 2④）。

《適用関係》この改正は、令和 4 年分以後の所得税について適用されます。なお、青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている個人が、その年において仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録等による備付け及び保存に係る承認を受けて当該仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録等による備付け及び保存を行っている場合には、その年において改正後の要件を満たしているものとみなされます（改正法附則 34）。

- (8) **特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）**（措法 41 の 17）について、次の見直しを行った上、その適用期限が 5 年延長されました。

- ① 対象となる医薬品の範囲について、次の見直しを行う。

イ その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が低いと認められるものを除外する。ただし、令和 4 年 1 月 1 日から、同日から令和 8 年 12 月 30 日までの間の一定の日までの期間内に行った一般用医薬品等の購入の対価の支払については、この除外する措置を適用しない（措法 41 の 17②一、③、措令 26 の 27 の 2②④⑤）。

ロ その製造販売の承認の申請に際して改正前の本特例の対象となる医薬品と同種の効能又は効果を有すると認められる医薬品（改正前の本特例の対象となる医薬品を除く。）のうち、その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が著しく高いと認められるものとして一定のものが追加された（措法 41 の 17②二、措令 26 の 27 の 2③）。

- ② 本特例の適用を受ける者がその年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行ったことを明らかにする書類の確定申告書への添付又は提示を要しないこととし、当該取組の名称その他一定の事項を特定一般用医薬品等購入費の明細書に記載しなければならないこととする。この場合において、税務署長は、その適用を受ける者に対し、確定申告期限等から 5 年間、当該取組を行ったことを明らかにする書類の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該書類の提示又は提出をしなければならない（措法 41 の 17④）。

《適用関係》上記①の改正は、令和 4 年分以後の所得税について適用され、上記②の改正は、令和 3 年分以後の確定申告書を令和 4 年 1 月 1 日以後に提出する場合について適用されます（改正法附則 38）。

5 国際課税

(1) **外国組合員に対する課税の特例** (措法 41 の 21) について、次の措置が講じられました。

- ① 特例適用申告書及びその添付書類を 5 年ごとに提出しなければならない (措法 41 の 21⑨⑩)。
- ② 特例適用申告書等の配分の取扱者に対する書面による提出に代えて、当該配分の取扱者に対して当該特例適用申告書等に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提供があったときは、当該特例適用申告書等の提出があったものとみなす (措法 41 の 21⑪⑫)。
- ③ 上記②により特例適用申告書等に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、配分の取扱者に対する書面による当該特例適用申告書等に添付すべき書類の提出に代えて、当該配分の取扱者に対して当該添付すべき書類に記載されるべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提供を行った非居住者等は、当該特例適用申告書等に当該添付すべき書類を添付して、提出したものとみなす (措法 41 の 21⑬)。

(2) **外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例** (措法 42) について、次の措置が講じられました。

- ① 非課税適用申告書等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の支払をする者に対する書面による提出に代えて、当該利子の支払をする者に対して当該非課税適用申告書等に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提供があったときは、当該非課税適用申告書等の提出があったものとみなす (措法 42⑪)。
- ② 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例の適用期限が 3 年延長された (措法 42①②)。

(3) **外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例** (措法 42 の 2) について、次の措置が講じられました。

- ① 非課税適用申告書等の特定利子の支払をする者に対する書面による提出に代えて、当該特定利子の支払をする者に対して当該非課税適用申告書等に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提供があったときは、当該非課税適用申告書等の提出があったものとみなす (措法 42 の 2⑭)。
- ② 特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子の非課税措置の適用期限が 2 年延長された (措法 42 の 2③)。

6 国税通則法等

(1) **納税管理人制度** (通則法 117) について、次の措置が講じられました。

- ① 納税管理人を定めるべき納税者が納税管理人の届出をしなかったときは、所轄税務署長等は、その納税者に対し、納税管理人に処理させる必要があると認められる事項 (以

下「特定事項」という。)を明示して、60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日(以下「指定日」という。)までに、納税管理人の届出をすべきことを書面で求めることができる(通則法117③)。

② 納税管理人を定めるべき納税者が納税管理人の届出をしなかったときは、所轄税務署長等は、国内に住所又は居所を有する者で特定事項の処理につき便宜を有するもの(以下「国内便宜者」という。)に対し、その納税者の納税管理人となることを書面で求めることができる(通則法117④)。

③ 所轄税務署長等は、上記①の納税者(以下「特定納税者」という。)が指定日までに納税管理人の届出をしなかったときは、上記②により納税管理人となることを求めた国内便宜者のうち次の者を、特定事項を処理させる納税管理人として指定することができる(通則法117⑤一)。

イ その特定納税者と生計を一にする配偶者その他の親族で成年に達した者

ロ その特定納税者に係る国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実についてその特定納税者との間の契約により密接な関係を有する者

ハ 電子情報処理組織を使用して行われる取引その他の取引をその特定納税者が継続的に又は反復して行う場を提供する事業者

④ その他所要の措置を講じる。

《適用関係》この改正は、令和4年1月1日から施行されます(改正法附則1ハ)。

(2) **税務関係書類における押印義務**(通則法124等)について、提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類において、原則として、押印を要しないこととするほか、所要の措置が講じられました(通則法124②等)。

(3) **電子帳簿等保存制度**(電帳法4等)について、次のとおり見直しが行われました。

① 承認制度が廃止された(電帳法4、5、旧電帳法6～9)。

② 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存制度については、電子計算機処理システムの概要書その他一定の書類の備付け等の最低限の要件による電子帳簿(正規の簿記の原則に従って記録されているものに限る。)の保存が可能となることとされた(電帳法4①、電帳規2①)。

なお、当該国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしておくことを要件とされた(電帳規2②、3①)。

③ 国税関係書類に係るスキャナ保存制度について、国税関係書類に係る電磁的記録の保存が一定の要件に従って行われていない場合(当該国税関係書類の保存が行われている場合を除く。)についても、その国税関係書類の保存場所に、その国税関係書類の保存をしなければならないこととされている期間、その電磁的記録を保存しなければならないこととされた(電帳法4③、電帳規2⑫)。

④ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録を出力することにより作成した書面等の保存をもって当該電磁的記録の保存に代えることができる措置が廃止された(電帳法7)。

⑤ 加算税の適用について、次の措置が講じられた（電帳法 8 ④⑤、電帳規 5）。

イ 一定の国税関係帳簿（所得税の青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿）に係る電磁的記録等の備付け及び保存が、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たしている場合において、当該電磁的記録等（一定の日以後引き続き当該要件を満たして備付け及び保存が行われているものに限る。）に記録された事項に関し修正申告等があったときの過少申告加算税の額については、通常課される過少申告加算税の額から当該修正申告等に係る過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（当該電磁的記録等に記録された事項に係るもの以外の事実に基づく税額を控除した税額に限る。）の 100 分の 5 に相当する金額を控除した金額とする。ただし、その税額の計算の基礎となるべき事実を隠蔽し、又は仮装されたものがあるときは、この限りでない。

ロ スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があった場合において、その税額の計算の基礎となるべき事実を隠蔽し、又は仮装していたところに基づき当該期限後申告等をしていたときの重加算税の額については、通常課される重加算税の額に当該期限後申告等に係る重加算税の額の計算の基礎となるべき税額（当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額に限る。）の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額とする。

《適用関係》上記①～③の改正は、令和 4 年 1 月 1 日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は同日以後に保存が行われる国税関係書類等について適用され、上記④の改正は、令和 4 年 1 月 1 日以後に行う電子取引の取引情報について適用され、上記⑤の改正は、令和 4 年 1 月 1 日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます（改正法附則 82）。

(4) 税務署長等が行う処分通知等について、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により行うことができる処分通知等の範囲に次の処分通知等が追加されました（令和 3 年国税庁告示第 15 号）。

- ① 期限後申告書又は修正申告書の提出があった場合に課される加算税の賦課決定通知書の送付
- ② 所得税の予定納税額等の通知（予定納税額の減額承認申請に対する処分に係る通知を含む。）

《適用関係》上記①の改正は令和 4 年 1 月 1 日以後に行う送付について、上記②の改正は令和 5 年 1 月 1 日以後に行う通知について、それぞれ適用されます（令和 3 年国税庁告示第 15 号附則）。

Ⅱ 令和２年度の改正事項のうち、令和３年分の所得税から適用される主なもの

- 1 確定申告書等の記載事項（所規 47 等）について、確定申告書等に記載する各種所得の生じた場所は、その支払者が法人である場合、支払者の本店等の所在地の記載に代えて、支払者の法人番号の記載によることができること等の措置が講じられました（所規 47③三等）。
- 2 医療費控除の適用を受ける際の確定申告書の添付書類（所法 120）について、次の措置が講じられました。
 - ① 医療保険者の医療費の額等を通知する書類の添付に代えて、次に掲げる書類の添付ができることとする（所法 120④二、所規 47 の 2 ⑬）。
 - イ 審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）の医療費の額等を通知する書類（当該書類に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で国税庁長官が定める一定のものを含む。）
 - ロ 医療保険者の医療費の額等を通知する書類に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で国税庁長官が定める一定のもの
 - ② 電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により確定申告を行う場合において、次に掲げる書類の記載事項を入力して送信するときは、これらの書類の確定申告書への添付に代えることができることとする。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から５年間、その送信に係る事項の確認のために必要があるときは、これらの書類を提示又は提出させることができることとする（オン化省令 5 ③一、⑤、平成 30 年国税庁告示第 7 号）。
 - イ 医療保険者の医療費の額等を通知する書類
 - ロ 審査支払機関の医療費の額等を通知する書類
- 3 寄附金控除の適用を受ける際の確定申告書の添付書類（所規 47 の 2）について、特定寄附金を受領した者の特定寄附金の額等を証する書類に代え、地方公共団体と寄附の仲介に係る契約を締結している一定の事業者の特定寄附金の額等を証する書類の添付等ができることとされました（所規 47 の 2 ③一イ(2)）。

所得税・消費税に関する誤りやすい主な事例

～ 申告（所得）内容等に誤りはありませんか？ ～

所得税

1 所得金額に関する項目

事業所得や不動産所得などの所得金額の計算上、次のような誤り事例が見受けられます。

- 持続化給付金や小規模事業者持続化補助金などの事業に関連して支給された助成金を、一時所得の収入金額として計上している。
- 売上先が営業不振に陥り、本年度末に解散する予定であるとの情報があったため、期末売掛金を本年中の貸倒損失として計上している。
- 平成 10 年 4 月以降に取得した建物又は平成 28 年 4 月以降に取得した建物附属設備及び構築物であるにもかかわらず、定率法を適用して減価償却費を計算している。
- 明らかに資本的支出とされるにもかかわらず、修繕費として一括計上している。
- 青色事業専従者に掛けた定期保険の保険料を、他に従業員がいないにもかかわらず、福利厚生費として計上している。
- 青色事業専従者が他に職業を有しており、専従できない状況にあるにもかかわらず、専従者給与を定額で計上している。
また、専従者給与の変更の届け出をすることなく、届出額を超える専従者給与を計上している。

2 損益通算に関する項目

損益通算に関しては、次のような誤り事例が見受けられます。

- 事業所得の計算上生じた損失の金額を、一時所得又は総合長期譲渡所得の金額の 2 分の 1 後の金額と損益通算している。
- 主として保養の目的で所有する別荘の貸付けによる不動産所得の計算上生じた損失の金額を他の所得と損益通算している。

3 所得控除に関する項目

所得控除に関しては、次のような誤り事例が見受けられます。

（雑損控除）

- 被害を受けた資産に支出した金額について、原状回復のための支出と資本的支出との区別が困難な場合において、その区別をせず、全額を災害関連支出としている。
- 貴金属等の損失を雑損控除の対象としている。

（医療費控除）

- 歯の治療などで未払いの治療代を治療が終わった年の医療費控除の対象としている。
- 生計を一にしていない親族の入院費を支払い、その入院費を医療費控除の対象としている。

（寄附金控除）

- 確定申告をする場合に、ワンストップ特例の適用を申請したふるさと納税に係る寄附金を申告していない。

（扶養控除）

- 老人ホームに入居している両親を、同居老親等として控除している。

（基礎控除）

- 令和 2 年分の確定申告書において、合計所得金額が 2,400 万円を上回るにもかかわらず、基礎控除額を 48 万円としている。

4 税額控除に関する項目

税額控除に関しては、次のような誤り事例が見受けられます。

(配当控除)

- 配当控除の計算をする際の課税総所得金額等が 1,000 万円を超えているかどうかの判断において、分離課税の所得金額を含めずに計算している。
- 外国法人から受ける配当を配当控除の対象として計算している。

(住宅借入金等特別控除)

- 住宅借入金等特別控除の対象となる中古住宅であるかどうかを判定する場合に、軽量鉄骨造の建物を耐火建築物としている。
- 家屋の所有者でない者が行った増改築について、住宅借入金等特別控除の適用を受けている。
- 住宅の取得に関して、補助金等の交付を受けた場合において、その補助金等の額を住宅の取得等に係る対価の額から控除していない。
- 居住年の前年若しくは前々年に、居住用財産の三千万円の特別控除（措法 35）の適用を受けているにもかかわらず、居住年に住宅借入金等特別控除の適用を受けている。

(特別控除)

- 租税特別措置法 10 条の 3「中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却等」において、医療用器具を対象として特別償却等を適用している。

消 費 税

1 共通的な項目

消費税の申告に関しては、次のような誤り事例が見受けられます。

- 接待交際費のうち、贈答用に購入した商品券及びビール券の代金を課税仕入れに計上している。
- 直前の課税期間まで免税事業者であった場合において、期首棚卸資産に係る仕入控除税額の調整を行っていない。
- 課税事業者が翌課税期間は免税事業者となる場合において、期末棚卸資産に係る仕入控除税額の調整を行っていない。
- 事業用資産（課税資産に限る。）の譲渡に係る対価を課税売上げに含めていない。
- 個人事業者が事業を廃止したことに伴い事業用資産に該当しなくなった資産の時価を、課税売上げに含めていない（みなし譲渡）。

2 軽減税率制度に関する項目

消費税の軽減税率制度に関しては、次のような誤り事例が見受けられます。

- 清涼飲料の自動販売機を設置しており、販売数量に応じて受け取った販売手数料を、軽減税率の対象としている。
- 取引先であるレストラン（いわゆる「外食」）に販売した食材を、軽減税率の対象としていない。
- コンビニエンスストアで購入した新聞を、軽減税率の対象としている。
- 従業員の出張の際に、旅費（実費）とは別に、食事代として支給した日当を、軽減税率の対象としている。